

# 酒と税金

—— さまざまな酒造りを許している酒税法への疑問 ——

## はじめに

最近我が国でも酒の中身に対する関心が高まりつつあり、悪質な酒造りを批判する書物が相ついで出版されている(1)。しかし、これらの書物で批判されている酒造りといえども酒造りについて一定の規制を設けている酒税法に反しているわけではない。このことは、逆にいえば、現行酒税法自体に多くの問題点が含まれていることを意味しよう。実際、我が国の酒税法は酒税の徴収の観点からのみ構成されており、酒税を現実に負担している消費者の権利については全く考慮していない。しかも

戦中戦後の混乱期に臨時的に生じた酒造りを今なお許容しており、「その意味で現行の酒税法では戦後処理が全くなされていない(2)」といわざるをえない状況にある。そこで本稿では、酒税制度のあり方を見直すための一素材として、現行酒税法の問題点を消費者の立場から抽出してみることになした。

(1) 例えば、稲垣真美『ほんものの日本酒選び』(二書房、一九七七年)、平沢正夫『間違いだらけのウイスキー選び』(三書房、一九七七年)、前田俊彦編『ドリンクをつくる』(農山漁村文化協会、一九八一年)、日本消費者連盟編著『ほんものの酒をの』(三書房、一九八二年)、穂積忠彦『本物の美酒名酒を選ぶ』(健友

## 三木 義一

静岡大学助教授  
みき・よしかず

### 一 消費者はどれだけ酒税を負担しているのか

#### (1) 酒税の性格と仕組み

我が国の酒税法の問題点を検討する前提として、酒税の仕組みについて簡単にふれておこう。周知のように、酒税は間接消費税であり、法律上の納税義務者と実際の租税負担者とがくい違うことを前提としているのである。つまり、酒税法上の納税義務者は酒類の製造者もしくは酒類

引取者であるが(酒税六)、彼らが負担した酒税は卸売価格や小売価格に転嫁されて、実際に負担するのは消費者である。このことは、現行の酒税が移出課税制度(庫出課税)をとっていることから明らかである。移出課税制度というのは、酒類が製造されて流通過程に入る最初の時点である移出の時をとらえて課税する制度であり、したがって酒類を製造しても移出しない限り酒税が課されない制度である。この制度が全面的に採用されたのは昭和十九年からであり、それ以前は造石税制度がとられていた。造石税制度では酒が貯蔵タンクに貯えられた時点での石数に税率が乗せられて酒税が課せられるものであったため、その後酒を薄めるために加えられる水の分は課税対象にはならないという意味で酒造メーカーにもメリットがあったが、他方で実際には売れ残り、したがって消費者に転嫁しえなかった分は酒造メーカーが負担しなければならぬというデメリットもあった。そのため、酒造メーカー側からの強い改正要求があり(1)、他方移出課税にすれば薄めた水の分も課税するという国側のメリットもあり、現

表1 酒類の種類と品目

種類	品目
清酒	
合成清酒	
しょうちゆう	しょうちゆう甲類 しょうちゆう乙類
みりん	本みりん 本直し
ビール	
果実酒類	果実酒 甘味果実酒
ウイスキー類	ウイスキー ブランデー
スピリッツ類	スピリッツ 原料用アルコール
リキュール類	
雑酒	発泡酒類 粉末酒類 その他雑酒

表2 主要酒類の小売価格に占める  
税負担率 (従量税)

酒類	小売価格 税負担率	税額 税負担率
清酒 特級 (1.8ℓ)	2,390	916.74 38.4
清酒 1級 (1.8ℓ)	1,660	441.36 26.6
清酒 2級 (1.8ℓ)	1,220	169.20 13.9
ビール (633ml)	265	126.66 47.8
しょうちゆう甲種 (25度1.8ℓ)	890	105.30 11.8
ウイスキー特級 (オールド760ml)	2,770	1,334.02 48.2
ウイスキー1級 (ホワイト720ml)	1,370	583.77 42.6
ウイスキー2級 (トリス640ml)	580	146.17 25.2

\*柴田忠『改正酒税法と解説』(醸造産業新聞社、1981年) 154頁より作成。

行の移出課税制度が昭和十九年から採用されたのである。つまり、現行の移出課税制度は消費者に確実に転嫁しうる分だけを酒造メーカーが一応負担するという制度であり、その意味でも実際の納税者は消費者であるということになる。このような実際の納税者である消費者が酒税法上は全く登場せず、酒税及び酒造りのあり方に対して意見を表明する機会も全く保障されていない。我が国の酒税法制、ひいては間接税制の根本的な問題点の一つがここにあるように思われる。

ところで、酒税はすべての酒類に対して均一の税率で課せられるものではない。現行酒税法は酒類を一〇種類一三品目に区分し(表1参照)、さらにアルコール分等に依りて異なった税率を定めている(酒税二二)。このように税率をきめ細かく分類して課税するのを分類差等課税制度といい、高級酒にはより重い税負担、大衆酒にはより低い税負担の実現を図り、酒税のもつ逆進的性質を弱めるためのものであると一般に説明されている(三)。しかし、現行の酒税負担が大衆酒により低いものとなっているか後述のように疑問のあるところである。

酒税の課税標準は原則として製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の量である。移出もしくは引き取られる酒の量に応じて税額が増減するので従量税方式と呼ばれる。これに対して、移出価格又は引

取価格が一定額をこえる高級酒の場合には、国産品の場合あらゆる購入者に対して自由に販売するときの販売価格、輸入酒の場合いわゆるCIF価格(港着価格)に関税分を加えた価格がそれぞれ課税標準となる(酒税二二、二二の三)。販売価格等に応じて税額が増減するので従量税方式と呼ばれる。従量税方式の場合の税率は、例えばウイスキー特級の場合一五〇%、二二〇%というようにかなり高率である。これは従量税方式も分類差等課税制度同様高級酒に高い税負担を求め、負担能力のだからである(三)。しかし、現実の従量税制度がこのような機能を果たしているかについては疑問がある。

(2) 税負担の実態

それでは消費者はどれだけ酒税を実際に負担しているのであろうか。現行の酒税は「増税なき財政再建」をスローガンとした臨調答申の下で昭和五六年に大幅増税されたもののだが、小売価格に占める各種酒税の負担率はずいぶんおとりである。まず表2をみて気づくことは、清酒の場合税額を差し引いた卸売価格

清

表3 主要酒類の小売価格に占める  
税負担率 (従価税)

清酒 特級 (1.8ℓ)	小売価格 税 額 税 率	4,000 1,719.00 43.0
ウイスキー 特級 (リザーブ760ml)	小売価格 税 額 税 率	3,200 1,344.00 42.0
ウイスキー 1級 (金ラベル720ml)	小売価格 税 額 税 率	1,650 577.00 35.0
ウイスキー 2級 (ノースランド丸720ml)	小売価格 税 額 税 率	900 247.65 27.5

※ 柴田、前掲書156頁より作成。

表4 ウイスキー等の税負担率の諸外国との比較

国 別	日 本	イギリス	フランス	西ドイツ	アメリカ
銘 柄	サントリー オールド (ウイスキー)	ジョニー ウォーカー (赤) (ウイスキー)	マーチル スリースター (コニャック)	ラ ッ ケ (ウイスキー)	エインシャ ントエイジ (バーボン)
アルコール分	43度	40度	40度	40度	45度
容 量	760ml 円	757ml 円	700ml 円	700ml 円	757ml 円
小売価格	2,770.00 円	3,819.63 円	3,014.55 円	1,680.00 円	1,081.09 円
税 額	1,334.02	2,623.07	1,417.20	848.47	536.42
負 担 率	48.2%	68.7%	47.0%	50.5%	49.6%

(備考) ① 税額には、アメリカは州(ワシントンD.C.)酒税、州(ワシントンD.C.)売上税を含む、他の諸外国はVATを含む。  
② イギリス、フランスは改正法により上乗せ計算したものである。  
※ 柴田、前掲書170頁より引用。

表5 世界主要国におけるビール税 (対小売価格)

国 名	小 売 価 格 (大びん換算)	税 額	税 負 担 率	日本の税額=100とした指数
日 本	265.00円	126.66円	47.8%	100.0
ア メ リ カ	177.94	22.79	12.8	18.0
イ ギ リ ス	300.67	84.99	28.3	67.1
西 ド イ ツ	126.60	23.67	18.7	18.7
フ ラ ン ス	161.13	25.91	16.1	20.5

※ 斎藤隆『酒類・清涼飲料業界』(教育社新書、1982年) 192頁より引用。

表6 世界主要国におけるビールにかかる酒税 (対容量)

	1リットルあたりの酒税	比 率
日 本	200.1円	100
ア メ リ カ	16.51円	8
イ ギ リ ス	48.29円	24
西 ド イ ツ	12~15円	6~8
フ ラ ン ス	3~5.4円	2~3

※ 柴田、前掲書及び穂積忠彦『本物の美酒名酒を遊ぶ』158頁より作成。なお、1ドル 250円、1ポンド 370円、1マルク 100円、1フラン 30円で換算。

は特級、一級、二級もあまり差はな  
く、小売価格の違いはもっぱら税額  
の差であることがわかる。また、ビ  
ールの税負担率がウイスキー特級と  
ほぼ同じで異常に高いことが目につ  
く。つぎに表2と表3を比較してみ  
ると、ウイスキー特級の場合従量税率  
の適用を受けるものの税負担率が四  
八・二％であるのに対して、高級酒  
として従価税率の適用を受けるもの  
の税負担率が四二％とかえって低  
なっていることが注目される。これ  
は、従価税の対象となる国産品につ  
いては、課税標準の算出が複雑であ  
るとの理由から再販売価格維持契約  
や日刊新聞による広告等により小売  
価格が明らかにされているものに対  
して課税標準の特例が認められてお

り、小売価格のうち的一定割合と従  
価税額の合計額を小売価格から控除  
した金額が課税標準とされているた  
めである(酒税二二の四①)。この特  
例により高級酒に重い税負担を求め  
るといふ従価税の本来の機能が国産  
品については実質的に形骸化されて  
いるように思われる。従価税制度に  
関しては輸入酒の課税標準にも注目

しておく必要がある。前述のよう  
に、輸入酒に対する従価税の課税標  
準はCIF価格に関税を加えた額  
である。このため、例えばCIF  
価格六〇〇円、関税四〇〇円の輸入  
酒の酒税額は、税率が二二〇%の場  
合、(600円+400円)×220%=2,200  
円となる。関税の分にもさらに酒  
税が課せられるため、消費者は単に

関税と酒税を二重に負担しているの  
ではなく、関税分に対する酒税とい  
う奇妙な税金をも負担しており、そ  
の意味で三重に税金を負担している  
ことになる。このような高い酒税に  
中間マージンが加わって輸入酒の小  
売価格は高額となり、消費者にとっ  
て手の出しにくいものとなっている  
。その意味で従価税制度導入の主

たる目的は国産品保護のための輸入酒対策であったといつてよいであらう(4)。

つぎに酒税負担の国際比較をみてみよう。ウイスキーの税負担率の国際比較(表4)をみてみると、我が国の税負担率はそれほど高くないように思われる。しかし、低アルコールで大衆酒であるビールの税負担率を比較すると我が国の酒税負担率が異常に高いことに驚かされる。表5の諸外国の税負担の中にはいわゆる付加価値税等が含まれており、酒税だけを比較すると表6のようになる。

このように、低アルコールで、現在最も大衆的な酒となつてきているビールの酒税負担率が異常に高いことによつて、分類差等課税の本来の趣旨が実質的に形骸化され、我が国の酒税は逆進的性格の強いものになつているといわざるをえない。

- (1) 造酒税制度に対する反対運動の詳細は、酒造組合中央会沿革史編集室編『酒造組合中央会沿革史・第二編』一三五頁以下等を参照されたい。
- (2) 例えば、国税庁酒税課編『やさしい酒税(昭和五八年版)』(大蔵財務協会)一九頁。
- (3) 国税庁酒税課編・前掲書六七頁、

松澤宏昭『要説酒税法』(税務経理協会、一九八二年)四一頁、参照。

(4) この点は、穂積・前掲書一三九頁以下で強調されているところである。なお、輸入酒は中間マージンが高いため小売価格に占める酒税負担率は相対的に低くなつてはいるが、このことを論拠に国産品の方が不利な扱いを受けているとして輸入酒の従価税の課税標準を小売価格にすべきとの要望が洋酒組合から出されている(酒販ニュース、五八年五月一日号五頁)。もしこうなるに輸入酒に対する酒税はさらに重いものとなり、輸入酒は消費者にとつてますます手の出しにくいものになる危険性がある。

## 二 酒の中身と酒税法

さて、つぎに消費者が飲んでいる酒の中身について酒税法がどのような規制をしているのかみてみよう。

我が国では酒造法という法律はなく酒造りを規制する法律としては酒税法があるのみであり、したがつて酒税法上の酒の定義がそのまま我が国の酒造りを規制するものとなつてい

る。酒税法上の規制の対象となる酒類はアルコール分一度以上の飲料のすべて(酒税二)であるが、ここでは清酒、ウイスキー、ブランデーをみてみよう。

まず清酒についての酒税法の定義をみてみると、①米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものの、②米、水及び清酒かす、米こうじその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたものの。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米(こうじ米を含む)の重量をこえないものに限る、③清酒に清酒かすを加えて、こしたものの、とされている。①がいわゆる純米酒であり、本来の清酒である。しかし、市販されている清酒の大部分は②の酒であり、米、米こうじ以外に、アルコール、しょうちゆう、ぶどう糖、水あめ、有機酸、アミノ酸塩が加えられて造られているものである。アルコール等を添加して清酒を造ると本来の清酒の約三倍もの量ができるので一般に三倍増醸法とよばれている。このような「清酒」が造られるようになったのは昭和一九年頃からであり、戦時中における米不足による清酒不足を補うためにアルコールで量をふやす造り方である(1)。

米不足がなくなつてはいる現在においてもなおこのような製法が行なわれ、しかも市販されている「清酒」の大部分を占めているのは、

酒税法がこれらも「清酒」として公認していることと、コストの関係からに他ならない。日本のよき酒文化に接することなく、アルコールやぶどう糖等の添加によるベタベタした甘さを本来の清酒の味と信じこまされてはいる消費者こそ不幸である。

つぎにウイスキーの定義をみてみよう。酒税法によると、ウイスキーとは①ウイスキー原酒(この定義自体問題があることは後述)か、②ウイスキー原酒にアルコール、スピリッツ、しょうちゆう、香味料、色素又は水を加えた酒類で香味、色沢その他の性状がウイスキー原酒に類似するもの、である(酒税三四〇)。国産ウイスキーのほとんどすべてが②の要件の下でウイスキーとして売られている。本物のスコッチウイスキー等は酒税法のいう原酒だけで造られており、しかも一定の熟成期間が定められているのに、我が国では様々なものを添加しても原酒に類似していればウイスキーとなり、しかも熟成期間についての定めも全くない。ウイスキー原酒に類似しているがウイスキーではないというこ

とを意味しているはずなのに、酒税

法上はウイスキーとして認められているのである。同じことはブランデーについてもいえる。ブランデーの場合も原酒にアルコール等を加えたものもブランデーになり(酒税三四へ)、さらには原酒がなくとも果実のしほりかすや果実酒かすを蒸留してアルコール等を添加したのも原酒に類似していればブランデーとして認められるのである(酒税三四ト)。

このように我が国の酒税法は様々なまぜ物を混入することを許容しており、その意味で実際に酒税を負担している消費者のために良質の酒を提供させるという観点は全くなく、酒税の徴収を容易にするため酒造メーカー側の要求のみをのんできたものだといわざるをえない。

(一) 三倍増醸法の問題点は多くの文献で指摘されているが、さしあたり穂積・前掲書一六三頁以下、日本消費者連盟編著・前掲書二〇頁以下等参照。

### 三 特級酒と二級酒は どう違うのか

つぎに級別課税の問題点をみてみよう。現行酒税法によれば級別が設

けられているのは清酒とウイスキー類だけである。これは、清酒やウイスキー類は品質による差異が大きく、種類、品目等の分類差等課税のみでは不十分なので、品質等に応じて異なる税負担を課し、租税負担の適正公平を図るものであると一般に説明されている(一)。つまり、高品質の清酒、ウイスキー類にはそれにふさわしい酒税を負担させるためのものである。それ故、消費者は「特級」酒を高品質の良いお酒と考え、高い酒税を負担して購入しているのであるが、現行の級別課税制度が果たしてそのようなものになっているのであろうか。

まず、清酒の級別区分の基準をみてみよう。現行酒税法によれば清酒はつぎのような基準で区分されている(酒令一一)。

- 特級——品質が優良であるもの
- 一級——品質が佳良であるもの
- 二級——清酒のうち、特級及び一級に該当しないもの

酒税法のこのような級別基準では何をもって「優良」、「佳良」とするのか客観的な基準がないため、全く曖昧なものとなっている。しかも、清酒の級別の審査は酒類審査会の審

査委員のきき酒による官能検査で行なわれている。要するに人間のカンに頼って級別審査が行なわれているのである。それに加えて、品質が「優良」な清酒のすべてが特級酒になるのではないことにも注目しておく必要がある。品質がどんなに優良であっても、メーカーが中央酒類審議会に審査を請求しない限り二級酒とされてしまうからである(酒税五④参照)。前述の級別基準の二級の要件を素直に読むかぎり、二級酒とは品質が「優良」でも「佳良」でもないものとなるはずであるが、現実には品質の優良なものが審査を受けていないために二級酒として売られているのである。したがって、現行の級別課税制度は品質に応じて課税するという本来の趣旨から著しく乖離したものとなっている。そのため、市販されている特級酒の中には二級酒として売られているものよりも質の劣るものも少なくなく、消費者は特級酒としての高い税金を支払って二級酒よりも質の劣る酒を飲まされていることになる(二)。

つぎにウイスキーの級別基準(酒令一一)をみてみよう。

表7から明らかなようにウイスキ

ーの場合は原酒混和率により自動的に級別が決まり、清酒のように審査制度は導入されていない。しかし、現行法によれば原酒が二七%以上混和されているか、あるいは原酒が少しでも混和されておりアルコール分が四三度以上あれば特級ということになり、また原酒が少しでも入り、ウイスキー原酒に類似するものであれば二級ウイスキーとして通用することになる。したがって、現行法の基準ではあまりにも問題があるため現在では行政指導等により表8のような基準が用いられている。

若干改良されているものの、原酒が三〇%入っていれば他はアルコール等で色素を混ぜてウイスキー原酒に似せれば「特級」として通用することになる。輸入ウイスキーのほとんどすべてが原酒一〇〇%であることを考えると、国産ウイスキーの「特級」は実質的な意味での特級といえるのか疑問がでてくる。しかし、ウイスキーの場合は原酒混和率によって等級が区別されており、その意味で「特級」は「二級」より原酒混和率の高い質の良い酒であり、高い酒税を負担するだけの価値がありそうにみえる。だが、この点

ジュリスト 総合特集

にも疑問がある。というのは、前述のように、酒税法上のウイスキー原酒の定義に問題があり、本来原酒といえないものも酒税法では原酒に含まれているからである。酒税法三条九号イ、ロによればウイスキー原酒はつぎのように定義されている。

①発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの又は発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの

②発芽させた穀類を原料の一部としたアルコール含有物(発芽させた穀類及び果実を原料の一部としたアルコール含有物)については、発芽させた穀類の重量が果実の重量をこえるものに限る。(を蒸留したもの(以下略。傍点筆者)。

このうち、①は本来のウイスキーの原酒に該当するが、②のカッコ書きにはウイスキーには本来ありえない果実が原料として含まれている。こうなるとブランドとウイスキーの区分自体よくわからなくなるが、いずれにせよ本来ウイスキー原酒とはいいたくないものも酒税法上は原酒と定義されているため、仮に三〇%

表7 ウイスキーの級別基準

ウイスキー特級	① ウイスキー原酒 ② ウイスキー原酒が27%以上混和されているもの ③ ①または②のほか、アルコール分が43度以上のウイスキー
ウイスキー1級	① ウイスキー原酒が17%以上混和されているもので、ウイスキー特級に該当しないもの ② ①のほか、アルコール分が40度以上のウイスキーでウイスキー特級に該当しないもの
ウイスキー2級	ウイスキーのうち特級および1級に該当しないもの

表8 現行のウイスキーの級別基準

	2級	1級	特級
原酒混和率	10%~17%	20%~27%	30%以上
製品の基準アルコール分	37度~39度	40度~42度	43度
原酒の増量率	5.88倍から10倍まで	3.70倍から5倍まで	3.33倍から0倍まで

穂積、前掲書232頁より引用。

表9 清酒の中身を見分ける基準

	原材料表示	製成歩留	特級	1級	2級	純米清酒	特別本醸造	本醸造	吟醸	秘蔵	原酒	生本	手造
純米醸造	米・米麴	白米1kgより2.2ℓ	☆	☆	☆	☆	△	△	☆	☆	☆	☆	☆
アルコール添加醸造	米・米麴 醸造用アルコール	白米1kgより3.0~3.9ℓ	☆	☆	☆	△	☆	☆	☆	☆	☆	△	☆
三倍増醸	米・米麴 醸造用アルコール 醸造用糖類	白米1kgより6.7ℓ	☆	☆	☆	△	△	△	△	☆	☆	△	☆
摘要	<p>○米の蒸し方、麴づくり、その他が昔ながらの古法によるもの。</p> <p>○白醸酒のみで純米清酒に限る。</p> <p>○しぼったのち、加水しないもの。</p> <p>○五年以上の貯蔵熟成をさせた古酒。</p> <p>○精白度(搗精歩合)四〇%以上の高精白米を使い、低温発酵の吟醸づくりをしたもの。</p> <p>○白米・トシ当たり一〇〇%アルコール二〇%以下の添加(全国本醸造協会加盟の本醸造清酒は白米の搗精歩合一〇〇%以上)。</p> <p>○本醸造清酒のうち、米を原料としたアルコールを用いたもの。米アルコールの添加量白米・トシ当たり一〇〇%アルコール二〇%以下。</p> <p>○米、米麴だけを原料として作られた、純粋の清酒。純粋日本酒協会他あり。</p> <p>○清酒は醸造が終わった段階では皆二級。すなわち無鑑査酒はすべて二級扱いである。</p> <p>○酒税(従量)一・八リットル 一六九円。</p> <p>○特、一級の認定をうける上で原材料の制限は一切なし。</p> <p>○国税庁の官能審査をうけて鑑査済みとするこ</p> <p>○基準酒税 一級・八リットル 四四一円 (従量) 特級・八リットル 九一七円</p> <p>*三倍増醸清酒は単独ではびん詰されることはない。必ず、アルコール添加醸造清酒とブレンドされ、びん詰、出荷される。</p> <p>*チェック・ポイント</p> <p>原料表示に「醸造用糖類」とあるものには、必ず、三倍増醸酒がまざっている。また、白糠糖化液がまざっている。</p>												
審査の有無	<p>無鑑査酒 無鑑査</p> <p>鑑査は自由。特、1、2級いずれも可能。無鑑査・無鑑査酒として充分通用する。白糠糖化液はまぜることは出来ない。</p>												

穂積、前掲書 340~341頁より引用。

②の原酒を混和した「特級酒」と一七%①の原酒を混和した「二級酒」とを比較するとどちらの方が品質が良いのかわからなくなり、高い酒税を負担して「特級酒」を買うのも一種の賭である。このようにウイスキーの級別も必ずしも客観的とはいいがたく、また「特級」の基準のレベルが低すぎるため、消費者は輸入ウイスキーと比較して著しく質の劣るものを「特級」分の高い酒税を負担して購入していることになる。

では、このような級別課税制度の下で消費者はどのように対応すべきであろうか。将来的には級別認定処分の取消しを消費者が求めたり、あるいは質の劣る特級酒について負担した税額の一部を不当利得として返還請求したりするなどの方法も検討されねばならないであろうが、さしあたりは原料として何が使われているのかはつきりわかる表示を求めることが必要であろう。とりわけウイスキーの場合、現行のラベルでは原酒の混和率、原酒の産地、熟成年数等が表示されておらず、その質を判断する素材が全く提供されていないので、緊急の課題といえよう。清酒の場合は、米の精白度等不十分な点

もあるが、表9の基準を手がかりに級別にかかわらずなく吟醸、純米酒を選んでいくことが必要であろう。

(1) 例えば、国税庁酒税課編・前掲書二九頁、松澤・前掲書一七頁等参照。  
(2) 現行制度は、その仕組みを理解している消費者にとっては質の良い酒も二級酒として安く手に入れることができるというメリットがある。しかし、大半の消費者は「特級」というお墨付に酔っているのが実状であろう。

#### 四 酒造、酒販免許制度は合理的か

我が国の酒税法の特徴の一つは、酒造及び酒販売について免許制度を導入していることである。そのため、消費者は自分でブロックを造ることもできないし、多くの場合生協で酒を買うこともできなくされている。何故このようになっていいるのか。国税庁は酒造免許制度の理由として、免許制度をとらないと酒造者の乱立による過当競争が行なわれ、その結果酒税の確保が困難になることをあげている(1)。しかし、税の徴収確保のために免許制度が必要であるというのであれば、物品税

の第二種物品の納税義務者である製造業者に対しても免許制度を導入しなければならぬはずであり、何故酒造の場合だけ免許制にするのか合理的説明がなされていない。消費者の側からすれば販売目的で酒を製造する者に対しては酒の品質保持、衛生管理等の観点から一定の規制もあがりうると思われるが、何故免許制度なのか、そしてより根本的には自己飲用のための酒造りまで何故禁止するのか合理的な根拠が示されていないのである。その意味で酒造免許制度は憲法上の種々の人権に反している疑いがある(2)。なお、自己飲用酒については前述のような批判を避けるためか、徐々に規制が緩和されてきており、昭和三七年に梅酒が認められたのをかわきりに、昭和四四年には一二品目に広げられ、現在ではつぎの物品以外であればしょうちゆう等に混和できることになっている(酒規一九③)。

①米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでんぶん又はこれらのこうじ、②ぶどう(やまぶどうを含む)、③アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機

酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす

しかし、何故これらの混和が禁止されねばならないのか十分な説明がなされていない。緩和の根拠として梅酒等は従来から広く愛飲されていたことが指摘されているが(3)、それならば日本の民衆に広く愛飲されてきたドブクロも同様にされねばならないはずであろう。

酒販免許制度についても同様のことがいえる。国税庁は、酒販売業者が小売価格に転嫁された酒税の特別徴収者としての位置にあるので、その乱立を防止し酒税の徴収を確保するために免許制度が必要であるとされているが(4)、このような理由で免許制度を導入しなければならぬのであれば、酒造免許同様物品税の課税物品を販売する小売業者にも免許制度が必要になり、何故酒販売業についてだけ必要なかが問題となる。また、酒税の確保のためならば自由競争にして販売業を増大させた方がよいとも考えられる。したがって、学説のほとんどが「酒税の確保」を理由に酒販免許制度を合理化することはできないと批判しており(5)、免許制度に合理性を認める

論者も酒税の確保ではなく、飲酒による交通事故の防止等の致酔飲料としての酒の性質にその根拠を求め、現行の免許要件の大幅な見直しを提言している(6)。しかし、私見によれば、致酔飲料としての酒の性質に着目するならば、酒を飲料として直接提供している酒場等の方こそが免許の対象となるはずであり、これをもって販売免許制度を合理化しうるかなお疑問が残る。また、業者側からは販売免許制度が酒の価格安定に結びついていることを指摘するものがあるが(7)、両者の結びつきが実証的に明らかにされているとはいえない。

以上のように、現行の酒造、酒販売免許制度には種々の疑問があり、その合理性に対して強い批判がなげかけられている。それにもかかわらずなお免許制度が維持されていることの中にも、酒税の徴収に協力しているにすぎない酒造メーカーや販売業者の保護のみに傾き、実質的に酒税を負担している消費者の立場を全く無視している現行酒税法の性格が端的に示されているといえよう。

(1) 国税庁酒税課編・前掲書三八頁

松澤・前掲書二二頁等参照。

(2) この点を指摘するものとして、小林孝輔「酒税法は憲法違反である」前田編・前掲『ドプロクをつくらう』所収三三頁以下、同「酒税法と人権」法学セミナー三二七号七六頁以下を参照されたい。

(3) 国税庁酒税課編・前掲書九九頁参照。

(4) 国税庁酒税課編・前掲書三八頁、松澤・前掲書二二頁参照。

(5) 酒販売免許制度に関する法律上の問題点及び学説の動向の詳細については、玉国文敏「酒販売免許制度と酒税法」ジュリスト七五五号一二二頁以下を参照されたい。なお、同制度の違憲性が現在いわゆる角田酒販訴訟で争われている。詳細は東貴太郎「萌芽する小売酒販免許制」コンビニエンスストア新聞一三六号以下等を参照。

(6) 玉国・前掲論文一二三頁。

(7) 例えば、本田藤史郎「あなたはニセモノを飲んでいるのか」醸造評論昭和五七年九月二五日号。

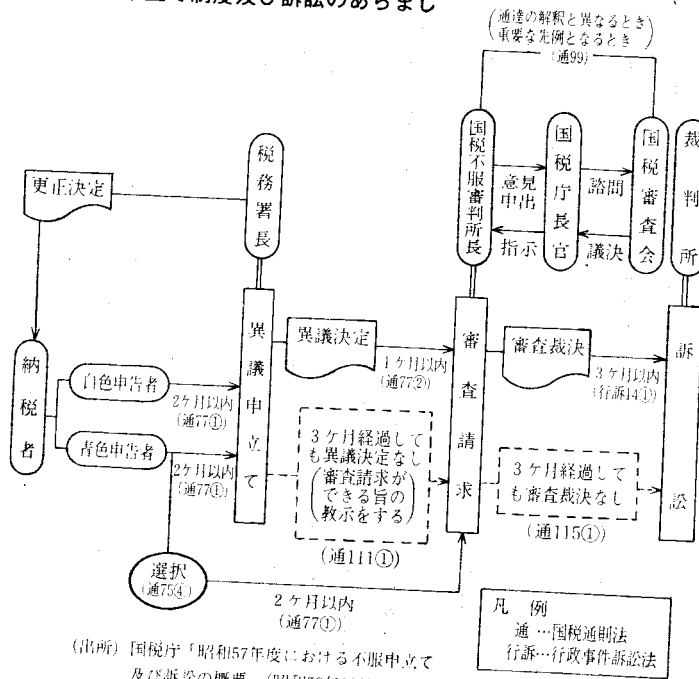
おわりに

従来、酒税制度に対する法律学の関心はもっぱら免許制度の合理性に向けられてきた。免許制度が種々の問題を含んでいることは前述のとおりであるが、それと同様に酒の中身についても消費者の権利を確立する観点から検討が加えられねばならない。本稿ではその必要性を指摘するに止めたが、法学が右の課題を果

たすためには、発酵等の研究者と共同して「あるべき酒造り」に適合する酒造法・酒税法のあり方を検討することも必要に思われてならない。

〔付記〕本稿の執筆にあたって穂積技術士事務所代表穂積忠彦氏、株式会社ますだや代表長沢和弘氏の両氏から種々御教示いただいた。記してふかく謝意を表したい。〕

現行の不服申立て制度及び訴訟のあらまし



(出所) 国税庁「昭和57年度における不服申立て及び訴訟の概要」(昭和58年10月)